別表六㈠の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑦」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の⑧」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑧」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の⑨」）」に、「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－⑳」を「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－⑳－(別表六(二十一)「14」)－(別表六(二十二)「15」)」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑥」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の⑦」）」に改め、同表の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第42条の6第2項若しくは第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。）」を加え、同第3号中「第3号まで」の次に「又は平成29年旧措置法第42条の6第1項第1号」を加え、「同項第4号」を「租税特別措置法第42条の6第1項第4号」に改め、同第四号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第五号中「特例)」の次に「又は平成29年旧措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例)」を加え、「別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」」を「別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」」に改め、同表を別表六㈠とする。

別表六㈡の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑤」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の⑥」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の④」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の⑤」）」に改め、同表の記載要領第1号中「特別控除)、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同第三号中「当該」を「その」に改め、同第四号中「別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」」を「別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」」に改め、同表を別表六㈡とする。

別表六㈢の記載要領第1号中「第42条の4第1項又は」を「第42条の4第1項若しくは第3項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）若しくは同条第7項又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧措置法」という。）第42条の4第1項若しくは」に改め、同第二号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第1項若しくは第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は平成29年旧措置法」を加え、同表を別表六㈢とする。

別表六㈣の表中「比較試験研究費の額（別表六(八)「10」）／基準試験研究費の額（別表六(八)「11」）」を「比較試験研究費の額（別表六(十)「10」）／基準試験研究費の額（別表六(十)「11」）」に、「平均売上金額（別表六(八)「5」）」を「平均売上金額（別表六(十)「5」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の③」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「7の④」）」に改め、同表の記載要領第1号中「第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)」を「第42条の4第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧措置法」という。）第42条の4第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」に改め、同第二号中「第42条の4第4項第1号」を「第42条の4第7項又は平成29年旧措置法第42条の4第4項第2号」に、「「又は⑲の金額」」を「「⑪の金額又は」」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「「⑪の金額又は」」を「「又は⑲の金額」」に改め、同表を別表六㈣とする。